

平成 27 年 6 月 25 日

亀岡市議会議長 西口 純生 様

発議者 田中 豊

馬場 隆

並河 愛子

三上 泉

#### 意見書案の提出について

別紙意見書案を当市議会の議決をもって、それぞれの宛先に提出されたく、亀岡市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

## 安全保障関連法案の審議にあたり慎重な取り扱いを求める意見書（案）

去る5月15日、内閣から、集団的自衛権の行使を限定的に容認する内容を含んだ安全保障関連法案が国会に提出されました。

この法案は、複雑で変容しつつある国家安全保障上の課題に対処し、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに、国民の命を守るといった国家としての責務を果たすべく、政府内で検討が重ねられてきたものとされています。

現在、その法案を審議する国会のみならず、安全保障問題について多くの議論と意見が交わされ、マスコミ等の世論調査でも、法案に反対の声が過半数、今国会での成立は見送るべきとする声が8割を占めています。

よって、国においては、戦後70年を経た我が国の根幹にかかわる安全保障関連法案の取り扱いにあたり、国民一人ひとりに焦慮と不安を抱かせることのないよう、また、日本国民の将来にとって最善の選択が導かれるよう、今国会での成立を見送り、国民の声に真摯に耳を傾けて、慎重審議を行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月25日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
外務大臣  
国土交通大臣  
防衛大臣

} 宛

亀岡市議会議長 西口 純生